

狭山市立第一学校給食センター更新事業  
入札説明書等に関する第二回質問・回答

狭 山 市

平成19年6月20日

狭山市立第一学校給食センター更新事業の入札説明書等に関して、平成19年5月25日(金)から平成19年6月1日(金)までの間に受け付けた質問に対して回答したものです。

寄せられた質問は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、事項別の分類及び記載位置については、市で整理しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1			4	4		15	1			設計の変更	第1回質問への貴市回答No.15で、「土地の瑕疵及び地下埋設物は不可抗力」とのお考えをいただいておりますが、これらは土地所有者である貴市が負うべきリスクではないでしょうか。実施方針の資料5リスク分担表でも当該リスクは貴市の負担となっておりますので、ご確認をお願いします。第1回質問No.39、41の箇所も同様に確認をお願いします。	民間事業者が予見することができたものを除き市の負担とします。
2			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	第1回質問への貴市回答No.25でご指摘の要求水準書の該当部分には、「(1)各種申請業務」や「(2)近隣調査・準備調査等」その他が列記されていますが、これらを当該下請負人の名称とともに貴市に通知することに意味があるとは思われません(あるいは通知する性質のものではありません)。第1回質問No.25の主旨は、通知すべき当該下請負人の属性情報(住所、代表者、業歴、その他)を確認することですので、あらためてご回答をいただきたく存じます。	要求水準書の該当箇所は、SPCが行う着工前の業務を記載したものです。当該箇所に記載されている内容を参考に、公共工事の場合と同程度の書類を作成の上、ご提出ください。下請金額を考慮の上、建設業法等関連法令を遵守し、書類の提出をお願いします。
3			5	5	1	19	1			建設の第三者への発注	契約の相手方が異なるとはいえ、基本協定書にて第三者に発注することを明記して調印したのちに、貴市が承諾を拒む理由として想定している事象がございましたらご教示願います。	発注予定企業が基本協定の締結以降、社会的背信行為が発覚するなどにより社会的非難を受けた場合が想定されますが、当該の事象が発生したときに判断するものです。
4			7	5	2	26	1			工期等の変更	第1回質問回答 35において、質問の事象となった際にも事業者にペナルティは発生しないとの回答を頂いておりますが、内容を事業契約約款に明記いただけないでしょうか。質問回答は契約関係書類の内容を補完するものとの回答を併せていただいておりますが、事業を継続するうえで重要な点と存じますので、ご検討をお願いします。	事業契約約款(案)第27条第1項により、市の責めである旨記載されているため、現状のとおりとします。
5			9	5	5	34	2			設計及び建設工事等の履行保証	H19.5.25付で変更された後の「工事監理費の費用」の表記は、「工事監理の費用」とはなりませんでしょうか。設計と建設工事には「費」が付いていません。他にも複数箇所と同様の表記がありますのでご確認ください。	該当箇所を修正します。
6			10	6		35	2			本施設等の引渡し	「[6ヶ月]」の表示は最終的には括弧がはずれて「6ヶ月」となるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7			10	6		38				本施設等の所有権保存登記	第1回質問への貴市回答No.59で、「手続については業務範囲」とのご回答をいただいておりますが、条文では「手続きは市が行う。」と明記されています。条文の通りであることをご確認ください。	法定の手続きは、市が実施しますが、そのための書類作成など必要となる業務を行っていただくものです。(要求水準書P34-3.5.(2))
8			13	7	2	50	1			維持管理及び運営業務に係る業務報告書	1行目の「毎月の業務実績」の「業務」とは、「維持管理業務」と「運営業務」を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9			15	7	3	53	1			維持管理及び運営業務の一時停止	第1回質問への貴市回答No.68にて「一部字句を修正します。」とは、どこをどのように修正されたのでしょうか。	表現の統一を図るため第53条第1項における「必要あると認める場合」を「必要があると認めるときは」と修正することを検討しましたが、原文のとおりとしております。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
10			15	7	5	56				履行保証	<p>事業者の責により契約解除が起きた場合、事業権契約第65条に基づいて事業者が市に対して違約金を支払い、もし違約金以上の損害を市に対して与えてしまった場合には、市が事業者に対して更に損害賠償請求を行うというお考えについては、公平で妥当な契約案だと思いますが、本事業の場合、維持管理及び運営業務の履行保証として、契約保証金の納付まで民間事業者に求められています。(現実的に契約保証金の納付以外に対応方法はありません。)狭山市契約規則の内容は、常識的に工事の請負や物品の購入等に際して適用されるものと思慮いたしますし、その通り第34条で規定されています。類似の規則は各自治体にもありますが、維持管理及び運営業務まで契約規則を適用するケース非常に珍しいケースと思慮いたします。サービスの対価の授受により、事業期間中に事業者が保証すべき金額は漸減していきますので、その対応をどうするのかという問題も発生し、長期事業にはそぐわない考えではないでしょうか。また、事業者にとっては、違約金と契約保証金を重複して対応準備しなければならないことから金銭的負担が非常に大きく、かつ事業期間中なんの運用益も発生しない資金を調達することに意義を見いだせません。第65条により市に発生する可能性のある金銭的損害については法的に守られており、そもそも事業の安定性を確保するためのSPC組成であり、資格審査や提案書審査が行われるのであって、過度の負担をお求めになるのではなく、事業者が参加しやすい仕組みづくりについてもご配慮の上、第56条は削除願えませんかでしょうか。</p>	<p>第56条は、事業者の責めにより維持管理運営業務が履行されなかった場合、同業務を緊急に他の者に実行させるなど、市民サービスを滞らせないために規定しているものです。また、その対象額は、維持管理及び運営業務の対価の年額を基にしておりますので、基本的に一定額となります。同様な履行保証規定に基づいて履行保証保険により対応された先行事例があることから、対応は可能と判断しており、現状のとおりとします。</p>
11			16	7	5	56	2			履行保証	<p>「前項の保証に係る契約保証金の額は、維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の10分の1以上としなければならない。」とあり、契約保証金は運用開始日までに納付する必要があると思いますが、この契約保証金の返還はどのようにお考えでしょうか。たとえば、運用が始まる平成21年9月1日までに市に維持管理及び運営業務に係る年間のサービスの対価の10分の1を納付し、平成21年度が終了した平成22年4月に市から返還を受けるのか、もしくは、平成21年9月1日までに市に納付した契約保証金が次年度から継続してその年度の契約保証金とされ、市からの返還は、事業終了年である平成36年3月末以降であると考えてよいのか、ご教示下さい。</p>	<p>後段のとおり継続され、平成36年3月末日以降返還されるものです。</p>
12			17	8		57	1			サービスの対価の支払い	<p>1～2行目の「事業者が…確認されることを条件」として支払われるのは、「維持管理及び運営業務の対価」だけであることと、仮にこの条件を満たさなくても「設計及び建設工事等業務の対価」は支払われることをご確認いただき、それを事業契約に反映していただくことをご検討ください。</p>	<p>「事業者に対してサービスの対価を支払う。」を「事業者に対して維持管理及び運営業務のサービスの対価を支払う。」と変更します。</p>
13			17	8		60				サービスの対価の返還	<p>3行目からの「本来支払う必要のない該当する業務のサービス対価の相当額」と、5行目からの「その不実報告等が…サービス対価の相当額」は、別紙2の主旨に従って算出されることをご確認いただき、それを事業契約に反映していただくことをご検討ください。</p>	<p>算定は、使用不可施設応分、サービス対価未達分により算定される旨、契約書に追記します。</p>

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
14			18 19	10		65	1 2			市による本契約の終了	第1回質問への貴市回答No.79及び80の「本項の規定は適用されません。」という内容を事業契約書条文に反映していただくことをご検討ください。	ご意見を踏まえ、修正します。
15			19	10		65	3	5		市による本契約の終了	この場合の事業者の責めに帰すべき事由とは何を想定されているのでしょうか。	事業の履行継続が困難である状況が顕在化し、その原因が事業者にある場合を想定した規定です。
16			20	10		65	4	(2)	ウ	市による本契約の終了	「市による買取の対象となる機器等」の修繕費用が多額になる場合などは、事業者の要望により買い取り対象から除外していただくことは可能でしょうか。	協議により可能です。
17			20	10		66	2	(1)	ア	事業者による本契約の終了	第1回質問への貴市回答No.90の内容を事業契約に反映し、「工事費内訳書により算出した金額に相当する代金」と変更していただくことをご検討ください。第1回質問No.106、107の箇所も同様をお願いします。	「狭山市建設工事請負契約約款」と同様の表現であり、現状のとおりとします。
18			21	10		66	2	(2)	ア	事業者による本契約の終了	第1回質問回答 95において、貴市の帰責事由による契約解除の際のサービス対価について、「維持管理運営業務の対価については、通常のサービスの対価の支払い方法に従って支払われます」との回答を頂いておりますが、約款上規定が無い事項については契約後の誤解を防止する観点から約款に明記していただきますようお願いいたします。	条文修正の必要はないと判断し、現状のとおりとします。
19			21	10		67	1			市の公益上の事由による契約終了	冒頭に「市は、」とあり、2行目にまた「市は、」とありますが、どちらか一方は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
20			21	10		68	1			法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	第1回質問への貴市回答No.105の理由として「市と事業者の協議が整わないことが前提となっていること」を挙げられていますが、その理由であっても貴市だけが契約を解除できるという内容は、両者が対等な立場であることにそぐわないので、再考をお願いします。	市は、公益の実現を図るため、適切かつ遅滞ない対応が求められていて、事業契約約款(案)第68条第1項に規定するような事情があると認められる場合には、市の判断に従って契約の終了ができるようにしたものであります。
21			21	10		68	2	(1)	ア	法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了	第1回質問への貴市回答No.109で「相当する金額」へ変更された箇所について、それぞれ何に相当する金額であるのか、事業契約へ明記していただくことをご検討ください。	公共事業で一般的に用いている狭山市建設工事標準請負契約約款に準じた表現であり、現状のとおりとします。
22			23	11		69	2			法令変更に係る通知の付与	1行目の「通知がなされた」の前に、「前項に規定する」を追加することをご検討ください。	ご指摘のとおり修正します。
23			23	11		70	3	(1)		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	第1回質問への貴市回答No.115にある「法人市民税等」の「等」は、どのような税目を想定されていますでしょうか。	事業遂行上、事業者が固定資産や不動産を取得した場合に生じる税金が想定されます。
24			23	11		70	3	2		法令変更に係る協議及び追加費用の負担	事業契約に関する質問回答No.117にも関連しますが、本規定によると、事業者は税率の増加リスクを負担(貴市に変動リスクを負担頂くものを除く)していながらも、税率が軽減され、結果として利益が増加した場合は、その相当額をサービス対価から相殺されると読み取れます。利益に係る税率の増加リスクを事業者が負担するとするのであれば、その軽減部分も事業者で保有するというのが合理的と考えます。事業者の事業計画に悪影響を与えることが考えられますので、本規定について削除の方向でご検討頂きたく宜しくお願いします。	民間事業者の税負担が軽減した場合に従前どおり市がサービスの対価を支払い続けることは、納税者である市民への説明が困難であると判断しているため、軽減の際の規定を設けているものであります。また、増加については、大部分を市が負担することとしており、一般の企業活動においても税率変動に対して企業努力をなされるのが通常であり、その分のリスクをとっていただける企業の参加を期待するところであります。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 事業契約書(案)に関する質問

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
25			24	13		74				不可抗力への対応	冒頭の「事業者は」の前に「市及び」を追加することをご検討ください。両者が対等な立場にあるべきという考えに基づくものです。	ご指摘のとおり修正します。
26			25	15		78				株主の制限	2行目の「また、第三者へ譲渡することはできない。」の一文には主語がありませんが、「株主は事業者の株式を第三者に譲渡できない」という主旨と想像されます。これが正しければ、株主は事業契約の当事者ではありませんので、この部分の削除をご検討ください。	1行目に続き、事業者が自己株式を保有した場合の規定になります。
27										全般	第1回質問への貴市回答No.122は、入札説明書に関する第1回質問への貴市回答No.65と相違するように読めます。給食数増減リスクは事業者にとって影響が大きいので、明確化を望みます。i)給食数増減リスクをどれだけ負うかは事業者提案に委ねる、ii)給食数増減は事業契約第52条が適用されるので協議対象、iii)その他貴市のお考えがあれば、のいずれであるのか、回答をお願いいたします。なお、貴市のお考えが前掲ii)である場合は、変動費に関する事業者提案が第52条協議の中でどのように取り扱われるのかもお示ください。	ご存じのように給食の提供食数は、日々変動するものです。この食数変動については、事業者提案に基づき別紙5に記載し、契約締結時点で想定される食数変動として契約書へ反映するものです。それ以外、当初想定されていない食数変動は、入札説明書等に関する第1回質問に対する回答(5月25日公表)の入札説明書に関する質問No.65に記したとおりです。